

## 随意契約によることとした理由

### 1 件名

広島市心身障害者福祉センタープール劣化状況検査等業務

### 2 業務概要

本業務は、広島市心身障害者福祉センタープールの劣化状況検査等を行うものである。

### 3 契約の相手方

#### (1) 所在地

東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号

#### (2) 名称

高橋カーテンウォール工業株式会社

### 4 随意契約の根拠規定

地方自治法施工令第167条の2第1項第5号に該当

### 5 随意契約によることとした理由

本業務は、漏水が発生した広島市心身障害者福祉センタープールの劣化状況検査等を行うものである。漏水原因や漏水箇所が分からず、このまま使用を続けると、利用者に多大な危険が及ぶ可能性があるため、緊急に原因の確認を行わなければならない。競争入札によると時期を失すため、随意契約にすることとした。

また、プールの漏水は利用者の安全に大きく関わる非常事態であり、早急に対応しなければならない。専門性が高いプール検査を早急に円滑に対応するためには、プールの検査の経験が豊富であること、当該プールの構造を熟知していること、早急に作業日程や人材等が確保できることが必要である。

このため、本業務を適正かつ円滑に実施できるのは、当該プールの検査を行った実績があり、早急に作業の予定も確保が可能な、高橋カーテンウォール工業株式会社以外にはない。